

約 40 年ぶりの民法改正で相続への影響は？

現在、中小企業のオーナー社長の高齢化が年々進んでおり、会社経営を考える上で、法人税等の対策だけでなく、社長やそのご家族の相続についても総合的に検討しておくことが事業を承継・継続していく上でも重要となってきています。

そこで今回は、今年の 7 月に約 40 年ぶりに改正された、相続に関する民法の主要なポイントをご紹介します。これを機に、相続についての興味を深めていただければと思います。

1. 民法改正の主要ポイント

今回の民法改正の大きなポイントとしては、次の 4 つが挙げられます。

相続開始における配偶者の居住の権利保護
遺産分割前に被相続人の預貯金の引出しが可能に
自筆証書遺言の方式の緩和と保管制度の新設
遺留分の金銭債権化と算定方法の見直し

2. 配偶者の居住の権利保護

(1) 配偶者短期居住権と配偶者居住権

被相続人と同居していた配偶者が、相続によって住む場所を失ってしまうことがないように、居住権を保護する次の制度が新設されています。

遺産分割が終了するまで、被相続人と同居していた建物（以下、「居住建物」）に住むことを保護する「配偶者短期居住権」

遺産分割で配偶者が配偶者居住権を取得するなど一定の要件を満たした場合に、その居住建物に終身無償で住み続けられる「配偶者居住権」

なお、相続税で「配偶者短期居住権」は財産評価の対象になりませんが、「配偶者居住権」については財産評価の対象になります。

(2) 婚姻期間 20 年以上の夫婦間で

贈与された居住建物は相続税の対象外に

今回の改正で、婚姻期間 20 年以上の夫婦間における居住建物の贈与等があった場合に、その居住建物が遺産分割の対象外となります。

これは相続時に配偶者が居住建物以外の相続財産（預貯金等）を改正前よりも多く相続できるようにとの観点から設けられた制度です。

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

3. 遺産分割前に

被相続人の預貯金引出が可能に

改正前は、遺産分割前の被相続人の預貯金口座は一旦凍結されてしまい、葬儀費用などをその口座から引出したいときなどは不便でした。改正により 2 つの方法が新設されました。

家庭裁判所に遺産の分割の審判または調停の申立てとともに仮払の申立てが可能

一部のみであれば相続人単独で払戻し請求が可能

4. 自筆証書遺言の方式の緩和と

保管制度の新設

(1) 財産目録が自筆不要に

自筆遺言証書に添付する財産目録は、改正前ではすべて自筆でなければなりませんでした。登記事項等証明書等の写しやパソコンで作成した一覧表に署名・押印するものでも認められるようになります。

(2) 保管制度の創設

自筆証書遺言の保管を法務局に申請することが可能となります。これは、遺言書の紛失等のトラブル防止に役立ちます。

5. 遺留分の金銭債権化と算定方法の見直し

(1) 遺留分の金銭債権化

遺留分減殺請求は、改正前は現物返還が原則でしたが、金銭支払いを請求することも可能になります。

(2) 遺留分の算定方法の見直し

改正前では、相続人に対する特別受益に係る贈与はこれまで全期間が遺留分の算定の対象でしたが、改正後は「相続開始前 10 年間の贈与」に限定されず。

中小企業のオーナーの財産には自社株式の占める割合が高いため、今回の改正は遺留分対策としても、早期の自社株贈与を促す効果が期待されます。

この改正の施行日はこれから定められますが、平成 30 年 7 月 13 日の公布日から 1 年以内とされています。ただし、例外として自筆証書遺言の要件緩和は公布日から 6 ヶ月後の日から、配偶者居住権等は 2 年以内の日からとされています。

改正内容については、法律が可決成立したばかりですので、今後、詳細な条文の解説などが順次出くると思われます。ぜひご注目ください。

(提供：朝日税理士法人)
いっしょに、明日のこと。
Share the Future

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future